



# 独占禁止法損害賠償請求訴訟の展開～競争者排除行為事案を中心に～

平山, 賢太郎

---

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2019-09-11

(Date of Publication)

2024-09-11

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7568号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007568>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査報告要旨

論文内容の要旨

博士学位論文

内容の要旨及び審査結果の要旨

氏名 ひらやまけんたろう  
平山賢太郎

学位の種類 博士(法学)

学位授与の要件 神戸大学学位規程第5条第1項該当

学位論文の題目 独占禁止法損害賠償請求訴訟の展開  
～競争者排除行為事案を中心に～

審査委員 主査教授 泉水文雄  
教授 根岸 哲  
教授 川島富士雄

独占禁止法は「公正且つ自由な競争を促進」することを直接の目的とする法律であるといわれているところ(独占禁止法1条)、かかる目的は、独占禁止法が適正かつ積極的にエンフォースされることによって、はじめて実現されるものである。

独占禁止法違反行為によって被害を受けた者は、関連市場における正常な競争秩序が回復され将来の事業活動の機会を保障されることを期待するのみならず、当該違反行為によって生じた損害の回復を期待するであろう。しかし、公的エンフォースメントである公取委の排除措置命令は、原状回復措置を含まないものとして運用されており、課徴金も国庫に納付されるものであって被害者へ支給されるものではないので、被害者が被害回復を実現するためには、私的エンフォースメントである損害賠償請求訴訟や不当利得返還請求訴訟による必要がある。

事業者が競合者との間の競争の過程で用いるさまざまな行為について独占禁止法違反該当性を検討するにおいては、正常な競争過程を反映した行為と人為的な排除行為との境界線を適切に設定することが課題となる。この点をめぐって、裁判所は、公的エンフォースメントの公表事例には現れないいわゆる境界事例についても訴訟が提起されればその都度判断を行ってきたのであり、この点において、公的エンフォースメントにはみられない規範形成機能を発揮してきた。また、裁判所は、独占禁止法違反行為を認定した事案において、損害及び損害額を認定して原状回復を実現してきたのであり、民事法一般の損害算定手法を当然に基礎としながらも、独占禁止法案件の特殊性に配慮した検討が行われ、興味深い先例が蓄積しつつある。

そこで、本論文では、排除行為について独占禁止法違反行為該当性が肯定されて損害賠償請求が認容された裁判例、裁判上・裁判外の和解により金銭上の補償等が行われたとみられる事例等を対象として、これら事例における当事者による手続(条文)選択、裁判所の違反行為認定及び損害・損害額の認定について、違反行為類型ごとに事案を整理して分析を行った。

まず、「第1 はじめに」及び「第2 関連法令等」においては、本論文における検討の前提として、独占禁止法の公的執行と私的執行との異同について簡潔に比較対照したうえで、私的執行の一形態である損害賠償請求訴訟において用いられる手続について、関連条文を摘示しながら概観した。

ついで、「第3 裁判例の分析」においては、損害賠償請求が認容され、または裁判上・裁判外の和解により金銭上の補償等が行われたとみられる競争者排除行為事案を「排他的取引」「低価格設定」「単独の取引拒絶」及び「その他の競争者排除行為」に分類し、これら事案について、当事者の手続選択、裁判所による違反行為認定及び損害・損害額の認定

の観点から分析を行った。かかる分析により、当事者による手続選択が先行する公取委審査手続及び審査結果の内容による制約を受けるものであること、裁判所による違反行為認定が公取委先例には見られない先駆的内容を含むことがあること、裁判所による損害額認定は個々の事案において民事訴訟法248条を適用するか否かにかかわらず全体的に裁量の要素が含まれるとみるべきこと等の示唆が得られた。

以上の分析及び得られた示唆を踏まえ、「第4 まとめ ～損害賠償請求における独占禁止法活用の展望～」においては、損害賠償請求訴訟を通じた公正競争の確保を実現するための方策について検討し、将来の課題として、公取委による後見的関与の拡大の必要性を提言した。

#### 論文審査の結果の要旨

本論文は、独占禁止法の基づく損害賠償請求訴訟について、その実態を研究するとともに、その課題を明らかにしようとするものである。本論文は、独占禁止法の基づく損害賠償請求訴訟の中でも「競争者排除行為事案」に注目し、それについて独占禁止法25条訴訟及び民法709条に基づく訴訟を研究対象とする。

本論文の学界への貢献は次の点があるといえる。

第1に、本論文は、これらの訴訟を、公取委の排除措置命令（または審決）を俟って行われる訴訟、すなわち「命令先行型訴訟」と、公取委による審査着手や排除措置命令を待つことなく提起される「スタンドアロン型訴訟」に分類し、命令先行型訴訟では原告が命令認定事実を自己の有利に援用することができるというすでに指摘されている点を確認するだけでなく、公取委が、損害賠償請求訴訟原告が思い描いていた違反行為よりも「小さい」違反行為を認定するとどめることがあることを指摘する。そして、そのような場合には原告は25条訴訟ではなく民法709条に基づく訴訟を選択し、違反行為を自ら積極的に立証することを余儀なくされてきたとする。そのような意味において、公取委の排除措置命令の損害回復支援機能は限定的なものにとどまるとの結論を得ている。第2に、スタンドアロン型訴訟においても、東芝エレベータテクノス訴訟のように、裁判所が先駆的な違反行為認定の枠組みを示して私的エンフォースメントの可能性を拡大した事案がみられると指摘する。これは、代理人弁護士のほか、研究者等が意見書等で専門家意見を述べる等の公取委の審査にないプロセスを経ることも貢献しているのではないかと審査員の指摘もあった。第3に、スタンドアロン型訴訟において、原告が被告保有証拠へアクセスできない限り違反行為立証がきわめて困難な行為類型も存在することが、本論文における各事例の検討を通じて改めて確認された。第4に、原告がこれらの制約を乗り越えて違反行為の立証に成功し損害の立証にも成功した場合において、裁判所は、民事訴訟法

248条を適用するか否かにかかわらず、損害額を算定して被告に対して損害賠償を命じており、裁判所は民事法における一般理論に基づいて、損害額立証に関する原告の多様な主張を斟酌しながら、積極的あるいは後見的な関与によって、柔軟な損害額認定の先例を築いてきたと指摘する。これに対し、損害額立証における公取委の関与は、理論上の一般的説明を裁判所に提出する程度の限定的かつ消極的というべきものにとどまってきたと指摘する。これらには本論文に固有な指摘と従来の指摘を事例分析により確認する部分の両方があるが、いずれも網羅的な事例の検討により説得的な議論となっている。

次に、本論文は課題として次の点をあげる。第1に、差止請求訴訟について秘密保持命令制度（独占禁止法81条）が導入されたものの実務上活用されておらず、しかも損害賠償請求訴訟においては秘密保持命令を利用できないことからその活用が課題になるとする。第2に、公取委による民事訴訟支援は、証拠の裁判所への提供が重要な役割を果たしているが、そのみならず、排除措置命令に後続する損害賠償請求訴訟において原告が主張する損害に対応する違反行為を命令書において具体的かつ遺漏なく認定することによっても実現されることが望まれると指摘する。第3に、公取委が独占禁止法損害賠償訴訟において損害額算定について具体的に算定結果を提出することに対して一貫して消極的であり、一般的な損害額算定理論を説明するにとどまって来たとする。しかし、平成29年独占禁止法改正によって確約制度を導入されたが、確約計画には、主に優越的地位濫用事案を念頭において、被害回復措置が含まれる場合のあることが想定されているから、公取委は、被害回復措置が含まれる確約措置を認定するにあたって、損害額を適切に算定することを求められると指摘する。いずれも重要な指摘と評価できる。

平山氏は、独占禁止法に係る様々な損害賠償請求訴訟等の民事訴訟の原告・被告の代理人及び公取委の審査における被疑事業者の代理人だけでなく、公取委の任期付職員として審査を担当した経験がある独占禁止法を専門とする実務家であり、外国の実務にも携わってきた。本論文は、平山氏のこれらの実務経験に基づいて本課題について分析・検討したものであり、研究者にはなし得ない実務を踏まえた実践的で、説得的な研究となっている。のみならず、平山氏は優れた理論家でもあることが本論文の正確で緻密な分析から伺うことができる。そのような本論文から得られた上記の結論及び課題はきわめて説得的なものとなっているといえる。

もっとも、本論文には不十分な点がないわけではない。「第1の2 本論文の検討対象」において、本論文は競争者排除行為事案を検討対象とすることを示し、不当な取引制限（競争回避行為）や不公正な取引方法のうちでも競争手段の不公正型や優越的地位の濫用を検討対象としない理由を述べている。そこでは、競争者排除行為事案において独自の規範形成機能が発揮されていること、不当な取引制限においては違約金条項により解決する方向にあること等を指摘する。たしかにその理由は説得的であるものの、もう少し丁寧に説明があつてよいのではないかと指摘が審査委員からあつた。また、本論文では、文献の引用が十分に網羅的でなく、また事案によっては文献引用がほとんどないものがあるという点も指摘されるかもしれない。しかし、本論文では、判例集搭載の事例だけでなく、和解

で終了した事例等も情報がえられるものを網羅的にとりあげて検討している。そもそも引用すべき文献等がない状況において、事業者の報道発表や新聞報道等しか存在しない事案を徹底的に調査し、これらをも分析するものであり、また、上記のように、その分析方法もこの分野において経験豊富な実務家の視点から研究者によってはなされなかった角度からも分析するものであり、上記の点は本研究手法からやむを得ないというべきであろう。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である平山賢太郎氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

令和 元年 9月 3日

審査委員 主査 教授 泉水 文雄

教授 根岸 哲

教授 川島 富士雄